

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

1 概要

我が国の年金制度は、一般被用者を対象とする厚生年金保険制度と一般地域住民を対象とする国民年金制度を二大支柱とし、これに特定の職域を対象とする船員保険制度及び各種共済組合制度(国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、公共企業体職員等共済組合、私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合)が加わり、国民皆年金体制がつくられている。各制度の適用者数及び受給権者数は、それぞれ第3-1-1表及び第3-1-2表にみるとおりである。

第3-1-1表 各種公的年金制度の適用人員(49年3月末現在)

第 3 - 1 - 1 表 各種公的年金制度の適用人員		
(49年 3 月末現在) (単位: 人, %)		
	適 用 人 員	構 成 比
総 数	54,457,043	100.0
国 民 年 金	25,135,582	46.2
厚 生 年 金 保 険	23,745,838	43.6
船 員 保 険	257,034	0.5
国 家 公 務 員 共 済 組 合	1,161,320	2.1
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	2,738,320	5.0
公 共 企 業 体 職 員 等 共 済 組 合	785,663	1.4
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	213,991	0.4
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	419,295	0.8

厚生省年金局調べ

(注) 各種共済組合は48年 3 月末現在である。

第3-1-2表 各種公的年金制度の受給権者数(49年3月末現在)

第3-1-2表 各種公的年金制度の受給権者数
(49年3月末現在) (単位: 人)

	総 数	老齢(退職)年金	障害(廃疾)年金	遺族(母子・準母子、遺児、寡婦)年金
総 数	3,735,245	2,541,843	214,278	977,124
国 民 年 金	1,056,068	815,320	87,511	153,237
厚生年金保険	1,773,401	1,034,938	109,857	628,606
船 員 保 険	45,115	19,341	3,960	21,814
各種共済組合	860,661	672,244	14,950	173,467

厚生省年金局調べ

- (注) 1. 老齢(退職)年金の受給権者数には、通算老齢年金、特例老齢年金の受給権者を含む。
2. 各種共済組合は48年3月末現在である。

我が国年金制度は、36年の国民皆年金の実現以来、厚生年金、国民年金ともに3回の大きな制度改善が行われてきた。特に、48年における改正は、人口の老齢化、核家族化の進行や扶養意識の変化等による年金制度に寄せる国民各層の期待の高まりに対応して財政再計算期を1年あるいは2年繰り上げて行われてきたもので、年金額の水準の大幅な引上げ、物価スライド制の導入を二本の柱とする画期的なものであった。

49年においては、福祉年金の額の50%引上げを中心とし、その外48年度における物価の著しい上昇に対処するため、49年に行われる第1回目の年金額のスライドの実施時期を、厚生年金については8月に、国民年金については9月に、それぞれ繰り上げる等の特例措置が取られた。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

2 48年度の厚生年金保険法等の改正

厚生年金及び国民年金について48年度に大幅な改正を行ったが、その主な内容は次のようなものである。

(1) 厚生年金の改正内容

ア 年金額の水準の引上げ

改正後新たに老齢年金を受ける場合の標準的な年金額をおおむね月額5万円に引き上げた。

これは、最近の被保険者の平均標準報酬の6割に相当する額であり、ボーナスを含めた報酬額に対する比率では約45%となり、ILOの128号条約に定める基準に達する給付水準となっている。

厚生年金の年金額は、報酬に関係なく加入期間の長さに応じて支給される定額部分と加入期間中の報酬に応じて支給される報酬比例部分とからなる基本年金額及び妻や子がある場合に支給される加給年金額からなっているが、それぞれについて次のように大幅に年金額を引き上げた。

定額部分については、改正前は460円×被保険者期間の月数で計算したものを、改正後は1,000円×被保険者期間の月数に改めた。

報酬比例部分については、平均標準報酬の算定に当たって、戦後のインフレ、賃金上昇等のため被保険者の過去の標準報酬をそのまま使用すると年金額が低額に抑えられるため、32年10月前の期間の標準報酬は算定の基礎としないこととしていたが、更に48年改正で、過去の標準報酬を全被保険者の平均標準報酬の上昇をもとに再評価することとした。

加給年金額についても大幅な引上げを行い、以上のような年金額の引上げの結果、標準的加入期間(27年)及び標準的な報酬を受けていた人々が改正後新たに受ける年金の額が妻の加給年金も含めて月額5万円程度となった。

イ スライド制の導入

従来、年金額は、少なくとも5年ごとに行われる財政再計算期ごとに引き上げられてきたが、その間消費者物価の上昇等の経済変動により、年金の実質価値の低下をきたすという問題があり、年金給付額の実質的価値の維持が望まれていた。

48年改正で、自動的な物価スライド制が導入され、消費者物価指数が1年度又は継続する2年度以上の間に5%を超えて変動した場合は、その変動した比率を基準に年金額が11月から改定されることとなり、これにより、財政再計算期に行われる年金額の改定と合わせて、賃金の上昇、生活水準の向上等に見合った年金額の水準が維持されることとなった。

ウ 標準報酬等級及び保険料率の改定

従来の標準報酬の上・下限(1万円～13万4,000円)は,最近の賃金水準の実勢に合わなくなったところからこれを改定し,2万～20万円とし,等級区分も33等級から35等級に改めることとした。また,保険料率については,一般男子の場合1,000分の64から1,000分の76に,女子の場合1,000分の48から1,000分の58にするなど所要の改定を行った。

なお,船員保険についても,厚生年金の改正に準じて,年金額の水準の引上げ,スライド制の導入等の改正が行われた。

(2) 国民年金の改正内容

ア 年金額の水準の引上げ

国民年金の老齢年金の額についても,厚生年金と見合って大幅な改善を行った。

保険料納付済期間1月につき320円を800円に引き上げ,これと付加保険料を納付した場合の給付額の引上げを合わせて,25年加入の場合で夫婦5万円の年金額とした。

ただ,国民年金の制度発足が36年であるため25年の資格期間を満たした受給者はまだ発生するにいたっていないが,経過的にこの25年という資格期間を短縮する措置がとられており,48年改正においては,この経過的に資格期間が短縮されている者について特に優遇措置をとった。これにより,いわゆる10年年金は,月額1万2,500円(夫婦2万5,000円)に,5年年金は月額8,000円(夫婦1万6,000円)になった。

更に,障害年金,母子年金,準母子年金及び遺児年金についても大幅な増額を図った。

イ スライド制の導入

国民年金についても厚生年金と同様物価スライド制を導入し,消費者物価指数が5%を超えて変動した場合には,翌年の1月以降の年金給付の額を改定することになった。

ウ 保険料と国庫負担

将来にわたる年金財政の均衡を図るため,保険料を月額550円から900円に引き上げた。

また,国庫負担については,十年年金等の経過的年金について,年金額の加算が行われている部分の国庫負担率が,3分の1から2分の1に引き上げられた。

エ 福祉年金の額の引上げ等

老齢福祉年金については月額3,300円から5,000円に1,700円の大幅な引上げを行った。

障害福祉年金については,月額5,000円から7,500円に引き上げ,合わせてこれまで1級障害者にだけ支給されてきた障害福祉年金を2級障害者にも支給することとした。

母子福祉年金及び準母子福祉年金については,月額4,300円から6,500円に引き上げ,加算の額についても,拠出年金と同様,加算の対象となる子のうち1人(2人目の子)については月額400円から800円に引き上げた。

また,国民年金発足当時55歳を超えていたため拠出制の年金に加入できなかった者(明治39年4月1日以前

に生まれた者)であって,まだ70歳に達していないため老齡福祉年金を受給していない年齢層の老人に対して,月額4,000円の老齡特別給付金制度が新たに創設された。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

3 49年度の国民年金法等の改正

(1) 福祉年金等の改善

ア 福祉年金の額の引上げ

福祉年金の額について、49年9月分から50%の大幅な引上げを行った。

老齢福祉年金の額は、月額5,000円から月額7,500円に、障害福祉年金の額は、1級障害について月額7,500円から月額1万1,300円に、2級障害について月額5,000円から月額7,500円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額は月額6,500円から月額9,800円に、それぞれ引き上げることとした。

イ 老齢特別給付金の額の引上げ

48年の厚生年金保険法等の一部を改正する法律により設けられた老齢特別給付金の額について、49年9月分から、月額4,000円を月額5,500円に引き上げることとした。

ウ 母子・準母子福祉年金の支給要件等の緩和

母子福祉年金及び準母子福祉年金については、原則として義務教育終了前の子、孫又は弟妹が支給の要件となり、又は加算の対象となるが、国民年金法別表に定める1級に該当する程度の廃疾の状態にあれば、その子、孫又は弟妹が20歳に達するまでの間、それぞれ支給の要件に該当し、又は加算の対象としていたが、障害福祉年金の障害の範囲が2級にまで拡大されたことと見合って、20歳に達するまで支給の要件に該当し、又は加算の対象となる子、孫又は弟妹の障害の程度を1級から2級にまで拡げることとした。

エ 福祉年金等の支払の特例

福祉年金及び老齢特別給付金は、毎年1月、5月及び9月の3期に、それぞれの前月までの分を支払うものとされているが、49年度における特例措置として、49年9月の支払期においては当月分まで、即ち、49年5月、6月、7

月、8月及び9月分の5か月分を支払うこととした。

(2) 国民年金の保険料の改定

48年改正により国民年金の給付水準を大幅に引き上げる改善が行われた。その際、保険料については、急激な負担増を避けるため、月額550円から月額900円に改定するにとどめ、将来にわたる財政の均衡を図るため、50年1月以後において段階的に引き上げることとしていたが、今回の改正で、保険料の額は、50年1月分から月額1,100円とすることとした。

(3) スライドの実施時期の繰上げ

厚生年金保険、船員保険及び国民年金について、48年の改正により、いわゆる年金額の物価スライド制が導入され、全国消費者物価指数が1年度又は継続する2年度以上の間に9%を超えて変動した場合には、変動した比率を基準として、厚生年金保険及び船員保険については、11月から、国民年金については、翌年1月から年金給付の額を改定することとされたが、今回の改正により、49年度における特例措置として、年金額の改定時期を厚生年金保険及び船員保険にあっては3か月繰り上げて49年8月とし、国民年金にあっては4か月繰り上げて49年9月とすることとした。

なお、48年度の全国消費者物価指数の上昇率は16.1%であるので、これにより年金額の改定を行うものである。

(4) 年金担保貸付の実施

年金福祉事業団の業務の範囲に、厚生年金、船員保険及び国民年金の受給権者に対し、年金たる給付の受給権を担保として、小口の資金の貸付けを行うことを加えることとした。なお、業務の開始は、別に政令で定められることとなっている。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

4 農業者年金基金法の改正

48年に厚生年金保険及び国民年金等の改正が行われ,年金額の引上げ,スライド制の導入等の改善がなされたが,これらの改正をふまえ,49年に農業者年金の改正を行い,50年1月1日から実施することとした。

その改正の主な内容は,次のとおりである。

(1) 年金額の引上げ

年金額の水準については,農業所得の推移及び厚生年金等における給付水準の改善状況を総合的に勘案して,現行の2.2倍と大幅に引き上げることとした。

ア 経営移譲年金

保険料納付済期間1月につき800円(65歳以後は80円)を1,760円(65歳以後176円)に引き上げた。これにより,25年加入の者の経営移譲年金の額は,月額2万円から4万4,000円となる。

イ 農業者老齢年金

保険料納付済期間1月につき200円を440円に引き上げた。

(2) 年金額の自動的改定措置の導入

年金額の実質価値の維持を図るため,厚生年金や国民年金と同様の年金額の自動スライド制が新たに導入された。

具体的には,全国消費者物価指数が1年度又は継続する2年度以上の期間に5%を超えて変動した場合は,その比率を基準として,翌年度の1月から年金額が改定されることとなった。

(3) 出稼者等に対する措置

出稼等により短期間被用者年金に加入した者については,農業者年金の受給権に結びつかない場合が生じるので,これらの期間を保険料納付済期間に合算することにより,年金受給権に結びつける等の措置を講じた。

(4) 保険料の改定

50年1月以後の保険料を750円から1,650円に引き上げることとした。年金額の引上げに伴い保険料についても相当の引上げが必要とされるが、農家の負担能力等を勘案して50年は2.2倍の1,650円にとどめ、51年1月以後については、法律により改定することとしている。

(5) 国庫助成の強化

期間短縮者に係る経営移譲年金の加算部分の給付に要する費用について、新たにその4分の1を国庫負担することとし、これにより従来の国庫負担と合せて2分の1を国庫負担することとした。

また、拠出時の国庫補助については、従来、保険料750円に対し321円の定額であったが、当分の間納付保険料の額の7分の3に相当する割合の額を補助することに改めた。

(6) その他

脱退一時金及び死亡一時金の額を現行の2.2倍に引き上げるほか、未納保険料の特例納付、保険料の前納割引制の導入等の措置を講じた。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

1 拠出制国民年金

(1) 適用状況

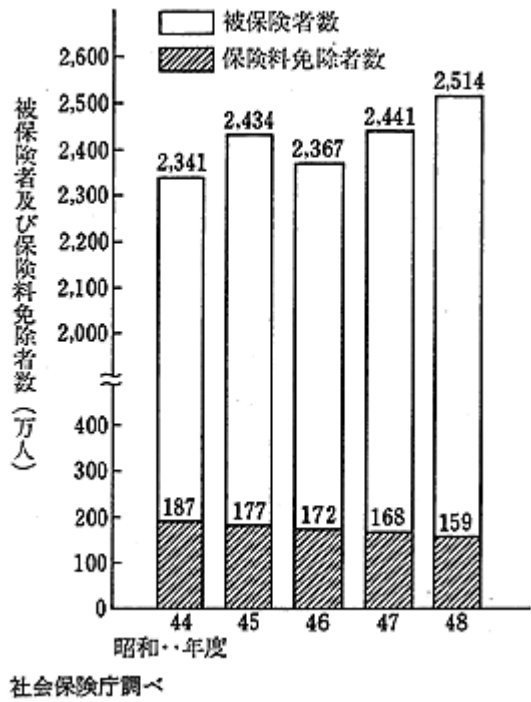
国民年金は、他の公的年金制度が被保険者を職場単位には握しているのと異なり、被保険者を住所地において個々には握しなければならず、しかも、その対象者が過去において年金制度になじみの薄い階層であることから、制度に加入させるに当たっては、他の公的年金制度にみられない種々の困難な問題があるが、年金受給権者数の増加及び年金額の大幅引上げを中心として制度が充実されたこともあって、住民の関心も高まり、適用が促進されてきた。

特に任意加入者が47年度に比し約78万人も増加したが、その増加内訳は、48年度の法改正によって再開された5年年金加入者が39万人、サラリーマンの妻等の任意加入者が39万人であり、中高年齢者及び被用者の妻の関心の深さを物語っている。

なお、49年3月末における被保険者総数は2,514万人である(第3-1-1図参照)。

第3-1-1図 国民年金被保険者数及び保険料免除者数の推移

第3-1-1図 国民年金被保険者数及び保険料免除者数の推移



(2) 保険料

国民年金の保険料収入は,48年度においては1,819億円である(第3-1-3表参照)。

現年度の保険料の徴収状況を示す指標として検認率がある。検認率とは,被保険者が保険料を納付すべき月数に対する保険料を納付した月数の比率であって,その年度の保険料の徴収の状況を見るために使われる。この検認率について見ると年々着実に向上しており,48年度末における全国平均の検認率は,95.7%に達している。

第3-1-3表 国民年金保険料収納状況

第3-1-3表 国民年金保険料収納状況 (単位: 百万円)

44年度	45	46	47	48
69,253	107,090	122,413	153,617	181,917

社会保険庁調べ

なお,保険料の未納者に対しては,年金権の確保のために戸別訪問による督促を行い,納付書や納付勧奨状を発行するなど,48年度の法改正により設けられた時効に係る保険料の特例納付の措置の推進を含めて,徴収体制を更に充実していく必要がある。

(3) 保険料の免除

保険料の免除には,法定免除と申請免除との二つがある。法定免除とは法定の条件に該当するときは当然に保険料が免除されるものであり,その該当理由は,障害年金,母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権者

であるとき、生活保護法による生活扶助を受けているとき等である。申請免除とは、保険料を納付することが困難であるとする者の申請に基づき、都道府県知事がある可否を決定するものである。

48年度末において保険料を免除された被保険者数は、法定免除66万人、申請免除93万人、合計159万人であって、その免除率は6.3%である(第3-1-1図参照)。

この免除について年度別にその状況をみると、逐次その数が減少している。

これは、制度の趣旨が周知されるに従い、また、現実には老齢年金の支給が開始されたこともあって、将来より有利な年金を受けるために納付意欲が上向いた一つの表れであるといえよう。

(4) 附加年金

附加年金は、より高い年金を受けたい人のために設けられた制度で、加入者は附加保険料を納付する必要がある。その加入は本人の任意となっているが、農業者年金基金の加入者については当然加入となっている。

48年度末における附加年金加入者数は、任意加入者が126万人、当然加入者が99万人、合計225万人である。

(5) 給付

拠出制の年金給付には、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金及び寡婦年金があり、その受給状況をみると、第3-1-4表のとおりである。

第3-1-4表 国民年金受給権者数及び給付額の推移

		総 数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	母子年金	準母子年金	遺児年金	寡婦年金
受給権者数(人)	44年度末	157,824	—	—	35,682	115,447	69	6,626	—
	45	176,869	—	—	48,040	122,051	78	6,700	—
	46	429,781	229,470	2,513	60,117	126,715	92	6,731	4,143
	47	750,654	517,854	13,280	73,658	128,662	109	6,643	10,448
	48	1,056,068	789,230	26,090	87,511	129,173	124	6,502	17,438
給付額(百万円)	44 年 度	9,391	—	—	2,446	6,797	4	144	—
	45	17,439	—	—	5,439	11,560	7	433	—
	46	31,337	11,972	50	6,794	11,989	9	443	80
	47	50,505	20,701	261	9,142	13,393	11	490	205
	48	162,712	102,511	1,751	24,655	31,733	30	1,153	879

社会保険庁調べ

46年度から支給が開始されている老齢年金は、いわゆる10年年金と呼ばれる

46年度から支給が開始されている老齢年金は、いわゆる10年年金と呼ばれる老齢年金であるが、更に50年2月からはいわゆる5年年金と呼ばれる老齢年金の支給が開始され、今後受給権者が累増していくことに伴い、国民年金に対する期待は、より急速に高まっていくものと予想される。

(6) 財政

国民年金は、将来の給付に備え、収納保険料を積み立て、国もその保険料の拠出時において、附加保険料以外の保険料額の2分の1に相当する額を積み立てている。このほか、国は、附加年金の給付費の4分の1に相当する額及び保険料免除期間に係る給付費の全額をその給付時に負担することとしている。この国の負担割合

は,他の年金制度に比較し,事業主負担分がないこともあって高くなっている。

積立金の総額は,48年度末において1兆4,470億円に達している。なお,この一部は,還元融資として,国民生活にかかわりの深い住宅,水道,福祉施設等の建設のために充てられている。

このほか,国民年金の事務の執行に要する経費は,全額国庫で負担している。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

2 福祉年金

(1) 受給者及び年金額

福祉年金には、老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金の4種類があり、このほか老齢特別給付金が48年度から新たに設けられた。これらの給付は全額国庫負担で行われている。

福祉年金(老齢特別給付金を含む。以下同じ。)の月額額は第3-1-5表のとおりほぼ毎年引き上げられている。

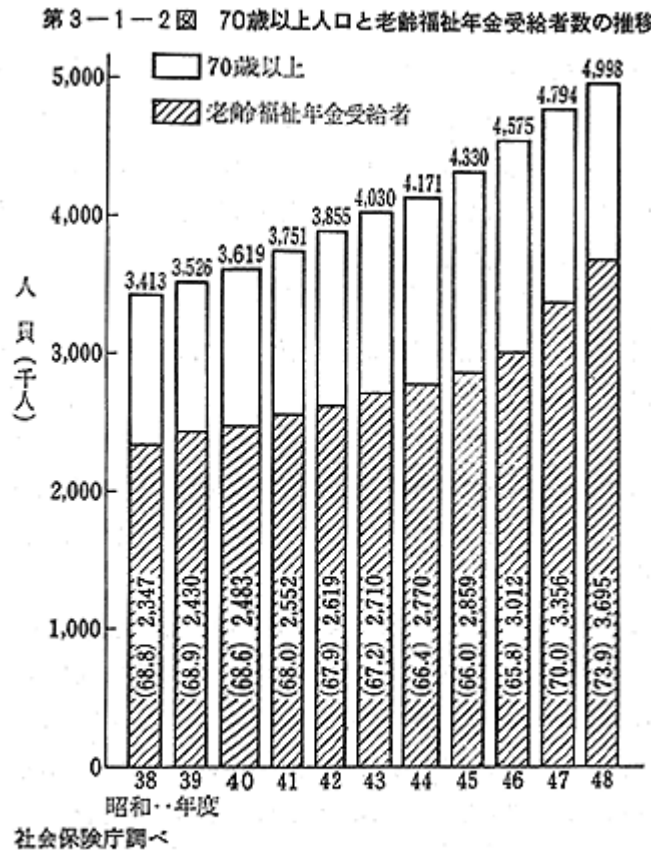
第3-1-5表 福祉年金額の引上げ経過

第 3 - 1 - 5 表 福祉年金額の引上げ経過					
(単位：円)					
	老齢福祉 年 金	障害福祉 年 金	母子福祉 年 金	準母子福祉 年 金	老齢特別 給 付 金
(制度発足時)					
34年11月 1日	1,000	1,500	1,000	(創設) 1,000	
36 4 1				1,300	
38 9 1	1,100	1,800	1,300	1,500	
40 9 1	1,300	2,000	1,500	1,700	
42 1 1	1,500	2,200	1,700	2,000	
43 1 1	1,600	2,500	2,000	2,200	
43 10 1	1,700	2,700	2,200	2,400	
44 10 1	1,800	2,900	2,400	2,600	
45 10 1	2,000	3,100	2,600	2,900	
46 11 1	2,300	3,400	2,900	4,300	
47 10 1	3,300	5,000	4,300	6,500	
48 10 1	5,000	7,500	6,500	(創設) 4,000	
49 1 1		(2級創設) 5,000			
49 4 1		1級 11,300 2級 7,500	9,800	9,800	5,500
49 9 1	7,500				

福祉年金の受給者の総数は、48年度末現在504万5,000人に達しているが、その推移をみると、母子、準母子福祉年金を除き逐年増加の傾向にある。これは、36年以来毎年のように改正されてきた支給範囲の拡大、支給制限の緩和等の福祉年金制度の改善によるところが少なくない。

老齢福祉年金の受給者は、48年9月末現在370万人であるが、これは、総理府統計局において推計した70歳以上の人口500万人の約73.9%に相当している(第3-1-2図参照)。

第3-1-2図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移



- (注) 1. 受給者数は、各年度とも9月末現在である。
2. () 内の数字は%を示す。

障害福祉年金は、当初視聴覚障害及び肢体不自由といういわゆる外部障害のみを支給対象としていたが、その後、支給要件の緩和や支給対象の拡大が行われ、結核や精神障害、心機能障害、肝臓疾患等いわゆる内部障害をその支給対象に加え、更に事後重症制度(障害の程度が最初は軽くとも、それが後に悪化したときは、障害福祉年金を支給する制度)も取り入れられたので、受給者数ばかなり顕著な伸びを示している。

(2) 支給停止

福祉年金は、全額国庫の負担によって支給するところから、限られた範囲内で効果的に所得保障を図ろうとする趣旨で、いくつかの支給制限の措置がとられている。

これを大別すれば、1)一定額以上の所得を有することによるものと2)他の公的年金給付を受けることによるものとに二分することができる。

48年度末現在の受給権者数は554万人を数えるが、支給停止条件に該当し、福祉年金の支給を停止されている者は50万人(9.0%)である。この比率は47年度末現在の10.2%より減少している。

ア 所得による支給停止

受給権者本人,その配偶者又は受給権者の生計を維持する扶養義務者の前年における所得が一定の額以上である場合,その年の5月から翌年の4月まで福祉年金の全額を支給停止することとされている。

所得による支給停止の基準額は,毎年,所得税法及び地方税法の改正に伴って引き上げられるほか,国民一般の所得の伸びを考慮して引上げを図ってきている。

所得による支給停止の該当者は,48年度末現在で扶養義務者の所得によるものが5万3,000人,本人の所得によるものが18万人,配偶者の所得によるものが1万1,000人,合計24万4,000人となっている。なお,所得による支給停止をうけている者は全受給権者の4.4%であり,47年度末現在の6.1%に比して減少しているが,これは,制限の基準額が大幅に引き上げられたことによるものである。

イ 公的年金による支給停止

公的年金受給による支給停止は,厚生年金保険,恩給等の他の公的年金制度から年金による保障を受けている者に対して福祉年金の支給を停止することをいうものである。

公的年金受給による支給停止の基準は,厚生年金や普通恩給等一般の公的年金を受給している場合と,増加恩給や公務扶助料等戦争公務に基づく公的年金を受給している場合とは異なっている。即ち一般の公的年金を受給している場合は,その公的年金の額が10万円(49年9月分から16万円)を下回るときに限り,10万円(49年9月分から16万円)と当該公的年金との差額が支給される。なお,福祉年金の額が10万円を超えるときは,福祉年金の額から当該公的年金の額を差し引いた額が支給される。また,戦争公務に基づく公的年金を受けている場合には,その負傷し,又は死亡した当時の階級が大尉以下の旧軍人及びこれに相当する者又はこれらの者の遺族であるときは,福祉年金の全額が支給される。

(3) 給付費

福祉年金は,毎年,1月,5月及び9月を支払期月として,その前月までの分を受給者の住所地の郵便局で支払うこととしている。

この支払いに要する財源は全額国庫負担で,毎年一般会計から国民年金特別会計に繰り入れられている。

制度が発足した34年から47年度末までに約7,396億円支払われているが,最近5年間をみると 第3-1-6表のとおりである。

第3-1-6表 福祉年金支払額の推移

第 3 — 1 — 6 表 福祉年金支払額の推移					(単位: 百万円)
	43年度末	44	45	46	47
支 払 額	62,588	68,837	75,778	89,274	127,184
社会保険庁調べ					

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(1) 適用状況

厚生年金保険の適用事業所数は、毎年度4%程度増加しており、48年度末では約81万となっている。

また、被保険者数は、適用事業所の伸びを若干下回っているが、毎年度2～3%程度増加しており、48年度末では約2,375万人となっている。

なお、1事業所当たりの被保険者数は、毎年度わずかではあるが減少傾向にあり、48年度末では、29.1人となっている(第3-1-7表参照)。

第3-1-7表 厚生年金保険適用状況の推移

第 3 — 1 — 7 表 厚生年金保険適用状況の推移						
	事業所数	被 保 険 者 数				
		合 計	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種
44年度末	703,272	21,581,909人	14,340,161人	7,119,637人	91,321人	30,790人
45	731,572	22,259,616	14,834,388	7,312,582	79,953	32,693
46	746,108	22,514,189	15,092,708	7,322,673	63,144	35,664
47	776,594	23,111,511	15,528,419	7,492,989	51,930	38,173
48	813,706	23,745,838	15,975,237	7,690,006	41,518	39,077

社会保険庁調べ

(2) 標準報酬及び保険料

厚生年金保険においては、保険給付額及び保険料額を計算する場合、被保険者が受けている報酬を基礎とするが、実際に受ける報酬を段階的にそれぞれ定額で定められた標準報酬にあてはめて、それにより計算する

第3-1-8表 厚生年金保険標準報酬月額推移

(単位: 円)

	第 4 種 以 外 の 被 保 険 者				第 4 種 被 保 険 者
	平 均	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
44年度末	47,526	56,548	29,171	61,862	33,918
45	54,806	64,823	34,306	71,149	37,827
46	64,301	76,044	39,932	83,571	42,149
47	72,081	84,801	45,565	94,567	47,898
48	89,439	105,747	55,439	111,694	53,965

社会保険庁調べ

(3) 保険給付

年金の受給権者数は、毎年度10%以上の増加を続けており、48年度末では約178万人となっている。48年度末における年金受給権者1人当たりの平均年金額は、48年11月からの年金額の引上げによって、前年度に比べて2倍以上になっている(第3-1-9表及び第3-1-10表)。

第3-1-9表 厚生年金保険年金受給権者数及び給付額の推移

第3-1-9表 厚生年金保険年金受給権者数及び給付額の推移

		總 數	老齡年金	通算老齡 年 金	特例老齡 年 金	障害年金	遺族年金
受給権者數(人)	44年度末	1,018,813	446,159	46,678	372	89,397	436,21
	45	1,187,639	519,695	90,157	378	95,166	482,1
	46	1,370,532	600,516	138,911	348	100,036	530,
	47	1,571,641	690,233	196,336	315	104,892	579,
	48	1,773,401	774,763	259,861	314	109,857	628,
給付額(百万円)	44 年 度	132,130	74,470	2,605	24	11,762	43
	45	155,890	89,007	6,213	25	12,724	47,
	46	199,386	115,789	10,695	26	14,897	57,3
	47	232,748	137,872	15,175	24	15,915	63,76
	48	589,717	355,252	41,504	53	38,075	154,836

社会保険庁調べ

第3-1-10表 厚生年金保険年金受給権者1人当たり平均年金額(月額)の推移

第3-1-10表 厚生年金保険年金受給権者1人当たり平均年金額
(月額)の推移 (単位: 円)

	老 齢 年 金	通算老齢年金	特例老齢年金	障 害 年 金	遺 族 年 金
44年度末	13,909	4,651	5,280	10,965	8,266
45	14,272	5,743	5,471	11,142	8,281
46	16,068	6,416	6,186	12,410	9,104
47	16,646	6,441	6,303	12,644	9,163
48	38,211	13,310	14,140	28,882	20,526

社会保険庁調べ

ア 老齢年金

48年度末における老齢年金の受給権者数は約78万人で,前年度に比べて12%増加している。

イ 通算老齢年金

48年度末における通算老齢年金の受給権者数は約26万人で,通算年金制度が創設された36年以来,毎年度著しい増加を続けている。特に45年度及び46年度には,高齢者に対する資格期間短縮措置による受給権者が発生したこともあって,大幅な伸びを示している。

ウ 特例老齢年金

特例老齢年金は,旧陸軍共済組合等の組合員であった者について,その旧共済組合員期間を含めて受給資格期間をみることによって支給される年金であるが,48年度末の受給権者数は314人で前年度に比べて若干減少している。

エ 障害年金

48年度末における障害年金の受給権者数は約12万人で,前年度に比べて9%増加している。

オ 遺族年金

48年度末における遺族年金の受給権者数は約63万人で,前年度に比べて9%増加している。

カ 障害手当金

48年度における障害手当金の受給者数は398人で,受給者1人当たりの平均受給額は33万4,984円である。

キ 脱退手当金

48年度における脱退手当金の受給者数は8万873人で、毎年度減少傾向を示している。受給者1人当たりの平均受給額は4万9,292円である。

(4) 年金給付の業務

保険給付の裁定・支払業務は、脱退手当金を除き、社会保険庁において電子計算組織を活用して集中処理されている。

年金は、毎年2月、5月、8月及び11月の4期(通算老齢年金及び特例老齢年金は6月と12月の2期)にそれぞれの前月分までを社会保険庁から受給者の指定した銀行の預金口座又は郵便局へ直接送金することによって支払われている。

(5) 財政

厚生年金保険の運営に要する経費は、保険給付に要する経費と事業運営に要する事務費に大別される。前者は、主として保険料と積立金から生じる利子収入によって賄われるが、更に20%の国庫負担がある。後者は、その全額を国庫負担により賄われている(第3-1-11表参照)。

第3-1-11表 厚生年金保険収支状況

第3-1-11表 厚生年金保険収支状況

(単位：百万円)

	44年度	45	46	47	48
収 入 総 額	779,611	1,033,362	1,218,971	1,471,366	1,876,035
保 険 料	553,604	747,945	871,765	1,043,123	1,346,879
国 庫 負 担 金	22,432	33,004	36,010	45,415	65,334
事 務 費	4,315	5,192	6,503	7,277	8,850
給 付 費	18,117	27,812	29,507	38,138	56,484
利 子	201,213	249,612	309,096	379,764	459,637
そ の 他 の 収 入	2,362	2,801	2,100	3,064	4,185
支 出 総 額	108,967	167,168	196,962	243,102	350,516
保 険 給 付 費	98,855	154,470	183,079	225,922	331,061
事 務 費	5,133	5,698	6,871	7,861	9,685
福 祉 施 設 費	4,714	6,887	6,878	9,155	9,215
そ の 他 の 支 出	265	113	134	164	555
収 支 差 引 剰 余 金	670,644	866,194	1,022,009	1,228,263	1,525,519
翌年度へ繰り越し	906	—	636	1,613	4,842
積立金へ繰り入れ	669,738	866,194	1,021,373	1,226,651	1,520,677
年度末現在積立金	2,884,262	3,554,000	4,420,194	5,446,973	6,673,624

社会保険庁調べ

(注) 「積立金へ繰入」は、当該年度の決算の結果生じた剰余金を翌年度において積み立てる額であり、当該年度の「年度末現在積立金」は、この額を含まない積立金の総額である。

(6) 福祉施設

厚生年金保険においては、本来の保険給付のほか、被保険者、被保険者であった者及び年金受給権者の福祉の増進を図ることを目的として、次の福祉施設を設けている。

ア 厚生年金病院9か所

イ 厚生年金会館5か所

ウ 厚生年金総合老人ホーム1か所

エ 厚生年金老人ホーム31か所

オ 厚生年金スポーツセンター3か所

(7) 厚生年金基金

厚生年金基金は、政府管掌の厚生年金保険の老齢年金及び通算老齢年金のうち、報酬比例部分の一部を代行し、併せて、これを上回る年金給付を行うことを目的として、企業等の事業主の発意により、厚生大臣の認可を受けて設立される特別法人である。

基金は、加入員規模1,000人以上の企業又は合わせて1,000人以上となっているいくつかの企業が共同して設立することができるが、その企業等の労使の合意が必要とされており、49年7月1日現在では、902基金、506万人を超える加入員を擁するに至っている。

基金設立の態様をみると、902基金のうち、単独企業による単独設立が392基金で43.5%を占め、親企業と子企業という二以上の関連企業による連合設立が、303基金で33.6%、同種同業の多数の中小企業による総合設立が207基金、22.9%となっている。

母体企業の業態別状況は、第3-1-12表のとおり機械器具製造業、卸売・小売業等が多い。

第3-1-12表 企業業態別厚生年金基金設立状況(49年7月1日現在)

第3-1-12表 企業業態別厚生年金基金設立状況
(49年7月1日現在)

	基 金 数	加 入 員 数	1基金当たり 加 入 員 数
水 産 業	3	6,166人	2,055人
建 設 業	46	182,820	3,974
食 料 品 製 造 業	37	148,286	4,008
織 維 製 品 製 造 業	70	360,332	5,148
木 製 品 製 造 業	9	35,025	3,892
化 学 工 業	60	236,561	3,943
金 属 工 業	31	196,510	6,339
機 械 器 具 製 造 業	185	1,356,504	7,332
そ の 他 の 製 造 業	63	244,350	3,879
卸 売 ・ 小 売 業	178	1,020,450	5,733
金 融 業	92	526,802	5,726
運 輸 通 信 業	82	504,003	6,146
サ ー ビ ス 業	46	248,684	5,406
計	902	5,066,493	5,617

厚生省年金局調べ

加入員規模別にみると、5,000人未満の基金が68.2%、5,000人以上の基金は31.8%となっている。なお、第3-1-13表のとおり、5,000人以上の基金の占める割合は上昇の傾向を示している。

第3-1-13表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

第3-1-13表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

	2,000人未満	2,000～ 5,000人	5,000～ 10,000人	10,000人以上
45年 7月	293(46.2)	192(30.3)	79(12.5)	70(11.0)
46 7	337(43.5)	224(28.9)	119(15.4)	94(12.2)
47 7	356(43.0)	242(29.2)	129(15.6)	101(12.2)
48 7	295(34.1)	295(34.1)	156(18.0)	120(13.8)
49 7	312(34.6)	305(33.8)	163(18.1)	122(13.5)

厚生省年金局調べ

(注) ()内の数字は%を示す。

ア 基金の給付

基金が支給する給付には、退職を支給事由とする年金給付と、脱退又は死亡を支給事由とする一時金給付とがある。

退職を支給事由とする年金給付は代行部分を上回るものでなければならないが、その算定方式としては、厚生年金保険の報酬比例部分と同じ計算方式でこれにより手厚い給付を行うもの(代行型)、この方式によるものに、企業の独自性に応じた特別の額を上積みする方式を加えたもの(加算型)などがあり、第3-1-14表にみられるとおり、最近加算基金が漸次増加する傾向をみせている。

第3-1-14表 制度設計タイプ別厚生年金基金数の推移

第3-1-14表 制度設計タイプ別厚生年金基金数の推移

	代 行 型	加 算 型	共 済 型
45年 7月	401 (63.2)	229 (36.1)	4 (0.7)
46 7	512 (66.1)	257 (33.2)	5 (0.7)
47 7	539 (65.1)	283 (34.2)	6 (0.7)
48 7	544 (62.8)	315 (36.4)	7 (0.8)
49 7	550 (60.9)	345 (38.3)	7 (0.8)

厚生省年金局調べ

(注) ()内の数字は%を示す。

年金給付の受給権者は、基金制度自体の歴史が浅いためまだ本格化はしていないが、漸次その数を増し、48年度末では7万人を超えるに至っている。

イ 掛金

基金の掛金の額は完全積立方式を建て前として、各基金ごとに、それぞれの給付に見合った掛金率が定められている。なお、基金が設立された場合、代行部分に見合う免除保険料率(男子1,000分の28,女子1,000分の24)に相当する保険料は、政府に納付することを免除される。

掛金の額の負担割合は事業主と加入員との折半を原則とするが、基金の設立によって政府に納付することを免れる保険料相当額を超える部分については、事業主の負担を増すことができることになっている。

ウ 標準給与

基金の給付及び掛金の計算の基礎となる標準給与の決定方法等については、厚生年金保険の標準報酬の例によることを原則としている。

エ 財政

基金の運営に要する経費は、年金給付に要する経費(年金経理)と基金の事業運営に要する経費(業務経理)に大別される。

年金給付に要する経費は、掛金、利子収入及び年金給付に対する国庫負担(基金の年金給付のうち、厚生年金保険の報酬比例部分に見合う部分に対して政府管掌に見合った国庫負担が行われる。)で賄われ、基金の事業運営に要する経費は、事務費掛金として全額事業主が負担するのが通例とされている。

なお、基金は、給付を将来とも賄うことができる適正な掛金が確保されているかどうかを検証し、必要な措置を講ずるため、設立後3年を経過した年度末に第1回目の財政再計算を行い、以後5年日毎に財政再計算を行わなければならないことになっている。

オ 厚生年金基金連合会

基金は、その中途脱退者について、1か月でも加入員期間があれば年金給付を支給しなければならないが、このような短期加入者(通常10年未満)に対する年金の支給を目的として、基金からその者の年金給付の現価相当額の移管を受け、これによって承継した中途脱退者の年金給付の支給を主たる業務とするのが厚生年金基金連合会である。

49年7月現在までの中途脱退者数及び現価相当額は、それぞれ413万人及び597億円である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

4 船員保険(年金部門)

(1) 年金給付の概要

船員保険の年金部門の給付には、老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金及び遺族年金の各種年金と、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金、遺族年金差額一時金、行方不明手当金及び脱退手当金があり、更に従前の規定によって支給されるものとして、寡婦(かん夫)年金と遺児年金がある。

これら年金部門の給付のうち、その主なものの給付状況は、次のとおりである(第3-1-15表 及び第3-1-16表参照)。

第3-1-15表 船員保険年金受給権者数及び給付額の推移

		第 3 - 1 - 15 表 船員保険年金受給権者数及び給付額の推移						
		総 数	老齢年金 (通算老 齢年金を 含む)	障 害 年 金		遺 族 年 金		寡婦・かん 夫・遺児年 金
				職務外	職務上	職務外	職務上	
受給権者数(人)	44年度末	32,792	12,136	2,432	1,211	6,194	8,164	2,655
	45	36,532	14,236	2,513	1,356	7,323	8,494	2,610
	46	38,609	15,685	2,286	1,438	8,176	8,476	2,548
	47	41,931	17,511	2,345	1,507	9,255	8,800	2,513
	48	45,115	19,341	2,411	1,549	10,296	9,048	2,470
給付額(百万円)	44年度	5,433	2,685	342	222	666	1,260	257
	45	6,561	3,229	361	295	795	1,628	252
	46	7,697	3,916	363	341	986	1,819	272
	47	8,836	4,492	377	397	1,127	2,174	268
	48	20,735	11,308	923	783	2,894	4,232	595

社会保険庁調べ
(注) 職務上の障害年金及び遺族年金は、戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金の支給を受けているために支給停止されている者は除いた。

第3-1-16表 船員保険年金種類別1人当たり平均年金額(月額)の推移

第3-1-16表 船員保険年金種類別1人当たり平均年金額(月額)の推移
(単位:円)

	老齡年金	通算 老齡年金	障害年金		遺族年金		寡婦・かん 夫・遺児年 金
			職務外	職務上	職務外	職務上	
44年度末	18,497	5,347	11,715	15,276	8,961	12,865	8,073
45	19,151	6,998	11,974	18,135	9,048	15,975	8,053
46	21,212	7,299	13,225	19,790	10,048	17,888	8,901
47	22,053	7,047	13,408	21,959	10,152	20,589	8,877
48	50,892	14,712	31,908	42,126	23,421	38,979	20,079

社会保険庁調べ

ア 老齡年金

48年度末における老齡年金の受給権者数は,前年度末に比べると約10%の増加である。

一方,1人当たりの平均年金額は給付改善によって年々増加し,特に48年11月の法改正によって前年度に比べ,約2.3倍の増加となっている。

イ 障害年金

48年度末における障害年金の受給権者数は,職務外の事由によるもの,職務上の事由によるもの,ともに,前年度に比べ大きな動きはないが,受給権者1人当りの平均年金額は,給付改善によって,職務外の事由によるものにおいて約2.4倍,職務上の事由によるものにおいて約1.9倍の増加となっている。

ウ 遺族年金

48年度末における遺族年金の受給権者数は,前年度末に比べ,職務外の事由によるものは約11%,職務上の事由によるものは約3%増加している。

また,受給権者1人当たりの平均年金額は給付改善によって,職務外の事由によるものにおいて約2.3倍,職務上の事由によるものにおいて約1.9倍の増加となっている。

(2) 年金給付の支払

年金は,厚生年金と同じ方法により支払われている。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

5 石炭鉱業年金基金

石炭鉱業年金基金は,石炭鉱業労働者の老齢又は死亡について給付を行い,これによって石炭鉱業労働者の生活の安定と福祉の向上に寄与し,併せて石炭鉱業労働者の雇用の安定確保に資することを目的として,42年10月2日に発足した。石炭鉱業の事業主が基金の会員(48年度末現在会員数24)となり,前年の出炭量に応じて掛金(1トン当たり40円)を全額負担し,坑内員,坑外員(48年度末現在坑内員数2万4,864人,坑外員数5,825人)の受ける給付が,厚生年金保険の老齢年金にプラス・アルファとして上積みされる点に,この制度の特色がある。

基金設立後5年を経て給付の始まった47年には財政の再計算が行われ,その際併せて給付の改善も行われた(48年度末現在受給権者数,坑内員老齢年金1,959人,坑外員老齢年金920人)。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

6 農業者年金基金

農業者年金制度は,国民年金制度に上積みして農業自営者の老後の生活を保障するとともに農業経営の近代化に資するという農政上の要請に応えるため,国民年金の基礎の上に付加される年金制度として,農業者年金基金法に基づき創設された制度で,その事業主体として45年10月1日,特殊法人農業者年金基金が発足した。基金は,農業者年金事業のほか,離農給付金支給事業,農地売買事業,農地取得のための融資事業も行っている。

農業者年金の被保険者については,0.5ヘクタール(道南を除く北海道にあっては2ヘクタール)以上の農業経営主が当然加入,0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満(道南を除く北海道にあっては1ヘクタール以上2ヘクタール未満)の農業経営主が任意加入とされている。給付としては,20年以上の保険料納付と経営移譲を要件として60歳から支給される経営移譲年金,20年以上の保険料納付を要件とし経営移譲の有無にかかわらず65歳から支給される農業者老齢年金,3年以上保険料を納付したが年金に結びつかなかった場合に支給される脱退一時金及び死亡一時金がある。

農業者年金の被保険者数は,48年度末現在約106万5,000人となっている。49年1月から一時金給付が開始され,48年度末現在における支給件数は,脱退一時金8件,死亡一時金11件となっている。支給額はいずれも3万円である。なお,経営移譲年金については51年1月から,農業者老齢年金については56年1月から支給が開始される。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金積立金の運用

1 年金積立金の現状

厚生年金保険及び国民年金の積立金は、48年度末では9兆6,413億円に達している。両年金制度における積立金の累積状況は 第3-1-17表のとおりである。

第3-1-17表 厚生年金保険及び国民年金の秘立金累積状況

第3—1—17表 厚生年金保険及び国民年金の積立金累積状況

(単位：億円)

	厚生年金保険		国民年金		計	
	当該年度分	年度末累計	当該年度分	年度末累計	当該年度分	年度末累計
44年度	6,697	35,540	1,233	5,585	7,930	41,125
45	8,662	44,202	1,686	7,271	10,348	51,473
46	10,214	54,416	2,103	9,374	12,317	63,790
47	12,320	66,736	2,387	11,761	14,707	78,497
48	15,207	81,943	2,709	14,470	17,916	96,413

厚生省年金局調べ

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金積立金の運用

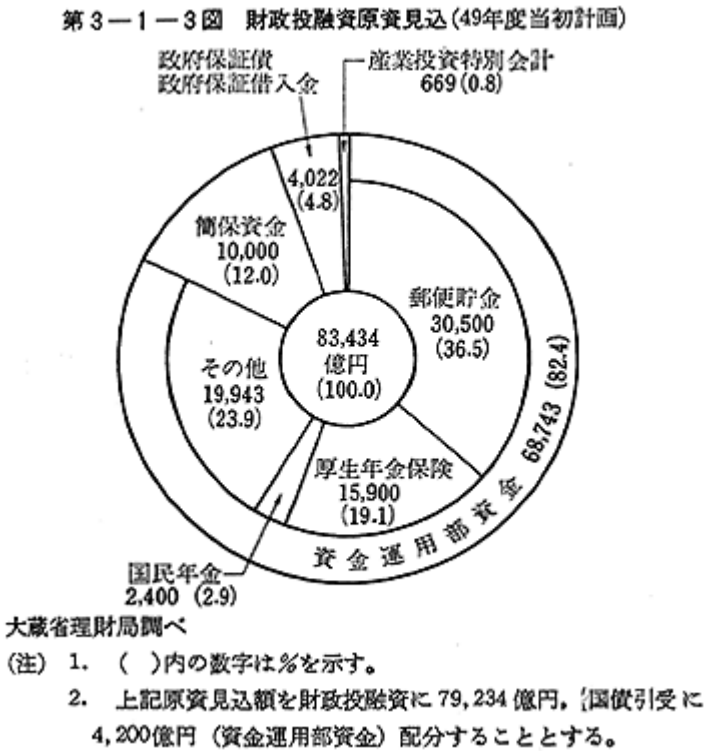
2 年金積立金の運用の概要

厚生年金保険及び国民年金の積立金は、法律に基づいて資金運用部に預託され、郵便貯金を始め他の政府の特別会計の積立金、余裕金とともに、国の財政投融资計画を通じて一元的に管理運用されている。

財政投融资は、国の管理するさまざまな資金を、各般の分野に長期かつ低利で融通するもので、最近では住宅建設や、上・下水道、ごみ・し尿処理等の生活環境施設整備等国民生活に密着した部門、あるいは中小企業等に対する金融に重点が置かれている。49年度における財政投融资計画(当初計画)は7兆9,234億円で、政府の一般会計歳出予算額(当初)17兆994億円に比べると46.3%、おおよそ歳出予算の半分に相当する。

財政投融资の原資見込(当初計画)は第3-1-3図のとおりで、資金運用部資金はその総額の82.4%を占め、また資金運用部資金のうち厚生年金保険及び国民年金の預託額は1兆8,300億円であり、資金運用部資金の26.6%を占めている。

第3-1-3図 財政投融资原資見込(49年度当初計画)



年金積立金の運用については、それが被保険者から拠出された保険料の集積であることにかんがみ、財政投融资計画においては、特に郵便貯金等の他の政府資金と区別して「年金資金等」としてその用途別分類表を作成し、国民生活の安定向上に直接役立つ分野に重点的に運用するようにしている。

財政投融资計画における年金資金等の用途については、被保険者の福祉増進に直接役立つという考え方に立って(1)住宅、(2)生活環境整備及び(3)厚生福祉施設の分野(いわゆる(1)～(3)分類)にその3分の2程度を、また国民生活の安定向上に直接役立つ(1)住宅、(2)生活環境整備、(3)厚生福祉施設、(4)文教施設、(5)中小企業及び(6)農林漁業の分野(いわゆる(1)～(6)分類)にその85%程度を配分することを目途とし、残余についても、国民生活の安定向上の基盤となる(7)国土保全、災害復旧、(8)道路、(9)運輸通信及び(10)地域開発の分野に配分することとしている。この割合は、36年度よりいわゆる(1)～(6)分類に75%程度を配分することを目途としていたが、48年度より福祉還元の充実を一層図るため(1)～(3)分類ないし(1)～(6)分類への配分率を高めることとしたものである。

また、このうち、特に、毎年度新規預託金増加見込額の3分の1相当額(47年度までは4分の1相当額)を、還元融資として、保険料の拠出者等の生活の向上、福祉の増進に直接寄与する対象分野に対し、運用することとしている。

49年度の財政投融资使途別分類表は第3-1-18表のとおりである。

第3-1-18表 財政投融资使途別分類表(49年度)

	産業投資 特別会計	資金運用部資金			簡保資金	政府保証 債・政府 保証借入 金	合 計
		年金資 金等	郵貯資 金等	小 計			
(1) 住 宅	—	4,766	8,606	13,372	1,998	196	15,566
(2) 生活環境整備	11	5,521	5,778	11,299	536	1,145	12,991
(3) 厚生福祉施設	—	2,395	20	2,415	23	15	2,453
(4) 文教施設	—	114	357	471	1,539	—	2,010
(5) 中小企業	—	2,557	8,469	11,026	1,149	100	12,275
(6) 農林漁業	—	816	2,145	2,961	280	—	3,241
(1)~(6) 小 計	11	16,169	25,375	41,544	5,525	1,456	48,536
(7) 国土保全・災害 復旧	—	153	626	779	48	—	827
(8) 道 路	—	617	2,522	3,139	2,960	761	6,860
(9) 運輸通信	—	1,716	7,017	8,733	1,220	823	10,776
00 地域開発	49	367	1,498	1,865	147	824	2,885
(7)~00 小 計	49	2,853	11,663	14,516	4,375	2,408	21,348
01 基幹産業	9	—	2,148	2,148	100	158	2,415
02 貿易・経済協力	600	—	6,335	6,335	—	—	6,935
合 計	669	19,022	45,521	64,543	10,000	4,022	79,234

大蔵省理財局調べ

- (注) 1. 「沖縄復興開発金融公庫」、「日本開発銀行」、「地方公共団体」等については、財政投融资の額を、それぞれの区分に応じ、事業規模等を基礎として配分している。
2. 年金資金等には、厚生年金、国民年金、船員保険及び国家公務員共済組合の新規預託増加分を計上している。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金積立金の運用

3 年金積立金の還元融資

年金積立金の還元融資は、年金積立金が主として被保険者の拠出した保険料の集積であることにかんがみ、その運用に当たって、保険料拠出者等の生活の向上、福祉の増進に直接寄与する分野に配分する制度である。

この還元融資の形態としては、特殊法人である年金福祉事業団を通じて行う民間事業等への貸付け、都道府県や市町村に対して特別地方債という形で行う地方公共団体貸付け及び医療金融公庫等のその他の機関を通じて行う貸付けとがある。

48年度における還元融資の資金計画は第3-1-19表のとおりであるが、主要な部分を占める年金福祉事業団及び特別地方債の概要は、次のとおりである。

第3-1-19表 年金積立金還元融資資金計画

第3-1-19表 年金積立金還元融資資金計画

(単位: 億円)

	48 年 度	49 年 度
還元融資資金総額	5,724	6,130
年金福祉事業団	1,371	1,567
住宅療養施設	755	616
厚生福祉施設	58	49
被保険者住宅資金貸付	112	105
大規模年金保養基地	365	665
	81	132
特別地方債	3,543	3,820
住宅	162	200
（賃貸住宅）	80	96
（老人居室整備資金貸付）	8	24
（水洗便所改造資金貸付）	74	80
病院	400	520
厚生福祉施設	570	710
(1) 社会福祉施設等	370	510
(2) レクリエーション・スポーツ施設	200	200
一般廃棄物処理	620	806
簡易水道	157	190
と畜場	40	43
産業廃棄物処理	10	10
同和対策	225	325
下水道	550	516
上水道	809	500
その他の	810	743
医療金融公庫	301	253
社会福祉事業振興会	119	140
国立病院特別会計	105	149
公害防止事業団	285	201

厚生省年金局調べ

厚生年金保険の適用事業主、船舶所有者、中小企業協同組合、消費生活協同組合、健康保険組合、国民健康保険組合、厚生年金基金、日本赤十字社、社会福祉法人等に対し、これらの者が、被保険者等の福祉を増進する

(1) 年金福祉事業団

ア 住宅、療養施設及び厚生福祉施設に対する貸付け

厚生年金保険の適用事業主、船舶所有者、中小企業協同組合、消費生活協同組合、健康保険組合、国民健康保険組合、厚生年金基金、日本赤十字社、社会福祉法人等に対し、これらの者が、被保険者等の福祉を増進するため、住宅療養施設又は厚生福祉施設(休養施設、体育施設、教養文化施設等)を設置又は整備する場合に融資される。

利率は、大企業事業主(事業主又は船舶所有者で資本の額又は出資の総額が1億円(卸売業は3,000万円、小売業、サービス業は1,000万円)を超え、かつ、常時使用する被保険者数が300人(卸売業は100人、小売業、サービス業は50人、鉱業は1,000人)を超えるものをいう。)については年8%、中小企業主その他の法人については年7.5%であるが、特に被保険者が組織する団体等が建設する分譲住宅の資金融資については年5.5%とされている。事業計画額は830億円が予定されている。

イ 被保険者住宅資金貸付け

被保険者住宅資金貸付制度は、厚生年金保険等の被保険者に対して直接還元融資の利益を及ぼすため、公的年金制度である各種共済組合が実施している組合員住宅資金貸付けと同内容の住宅資金貸付けを行おうとするもので、48年度から実施したものである。この制度は、1)厚生年金保険及び船員保険の場合にあっては、事業主等を通ずる転貸方式により被保険者に融資することを原則としており、この場合、被保険者は被保険者期間に応じて最高350万円まで融資を受けられる。事業主等に対する貸付利率は、年6.95%とし、事業主等より被保険者に対する貸付金利は6.95%以下である。2)国民年金の場合にあっては、住宅金融公庫を通じて被保険者に融資することとしており、その場合の貸付金額は50万円、貸付利率は年6.95%である。事業計画額としては全体で725億円が予定されている。

ウ 大規模年金保養基地の設置

大規模年金保養基地は、人口の老齢化が急速に進行するなかで、年金生活に入った勤労者に対して、健康増進、勤労、教養、住居等の保養施設を総合的に整備し、これらの人々が老後生活を通じ単に余生を送るというだけでなく、生きがいのある有意義な生活を送るための場を提供するとともに、勤労者や青少年層の健康増進、日常生活における緊張の緩和、増大する余暇の有効にして健全な利用等に資する場をも提供することを目的として整備しようとするものである。

48年度において3か所を選定し、49年度においては新たに3か所を選定することを予定しており、あわせて6か所の事業計画額として200億円、資金計画額として132億円を見込んでいる。また1か所の規模としては土地330ヘクタール(100万坪)、投下資金200億円を予定している。

エ 年金担保貸付け

厚生年金保険、船員保険及び国民年金の年金受給権者に対し、その受給権を担保とし小口資金の貸付けを行おうとするもので、50年10月を実施の目途としている。

(2) 特別地方債

特別地方債は、都道府県、市町村等の地方公共団体が、厚生年金保険、船員保険又は国民年金の被保険者等を中心とした地域住民の福祉向上に直接役立つ施設を整備しようとする場合に行われる融資である。融資対象施設は、住宅(1)厚生年金保険又は船員保険の適用を受ける事業主又は船舶所有者に賃貸するために地方公共団体が建設する従業員住宅、2)老人専用居室を整備する資金を地方公共団体が貸し付ける事業、3)下水道が完備している地域で既設の便所を水洗式に改造する資金を市町村が貸し付ける事業、病院、厚生福祉施設(国民宿舎等の休養施設、体育施設、会館、保育所などの社会福祉施設等)、一般廃棄物処理施設(し尿処理、ごみ処理施設等)、簡易水道、上水道施設等である。利率は年7.5%である。

年金福祉事業団及び特別地方債の48年度における融資の申請及び決定の状況は第3-1-20表 及び第3-1-21表のとおりである。

第3-1-20表 年金福祉事業団の申請状況及び決定状況(48年度)

第3-1-20表 年金福祉事業団の申請状況及び決定状況

(48年度)

(単位: 百万円)

	申 請		決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
総 計	6,286	120,629	5,799	100,935
住 宅 (うち被保険者住宅分)	5,802 (4,358)	93,930 (21,309)	5,533 (4,229)	85,735 (20,935)
療 養 施 設	66	7,487	38	5,000
厚生福祉施設 総 数	418	19,212	228	10,200
体 育 施 設	43	5,026	21	2,132
休 養 施 設	162	5,498	92	2,925
教 養 文 化 施 設	155	6,744	89	4,280
給 食 施 設	53	1,872	24	850
そ の 他 の 施 設	5	72	2	13

厚生省年金局調べ

第3-1-21表 特別地方債の申請状況及び決定状況(48年度)

第3-1-21表 特別地方債の申請状況及び決定状況

(48年度)

(単位: 百万円)

	申 請		決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
総 計	8,775	419,063	8,483	354,300
住 宅	252	14,806	252	14,131
病 院	570	63,961	566	49,048
厚生福祉施設 総 数	5,544	88,598	5,368	65,235
社 会 福 祉 施 設	1,363	34,285	1,357	30,160
保 健 衛 生 施 設	124	4,744	121	3,294
保 健 婦 等 養 成 所	33	2,116	32	1,677
体 育 施 設	548	24,293	526	16,182
休 養 施 設	95	7,355	78	3,990
青 少 年 教 育 施 設	43	3,327	41	2,019
会 館	94	11,377	86	7,497
東 海 道 自 然 歩 道	6	160	5	99
健 康 増 進 セ ン タ ー	7	941	7	317
一 般 廃 棄 物 処 理	1,258	85,463	1,151	60,050
簡 易 水 道	1,094	15,940	1,094	15,940
と 畜 場	57	3,736	52	3,336
産 業 廃 棄 物 処 理	0	0	0	0
同 和 対 策		(22,500)		(22,500)
下 水 道		(43,159)		(43,160)
上 水 道		(80,900)		(80,900)

厚生省年金局調べ

- (注) 1. 本表は、前年度からの継続融資分及び49年度以降の融資予定分を含んでいる。
 2. ()内の金額は、年金資金、他の政府資金及び公募資金とあわせて決定されたものについて記入したものである。
 3. 本表は、49年3月31日現在で整理したものである。

厚生白書 (昭和49年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第1節 生活保護制度の動向

生活保護制度は、憲法25条の理念に基づき、何らかの原因で貧困に陥り、自分の力では生計を維持できない者に対して、国の責任において、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、あわせてその自立を助長することを目的とする制度である。

近年、年金等の所得保障制度の充実が著しいが、このような情勢の中にあって生活保護制度は国民生活の最終的なより所として、なお大きな役割を期待されている。

最近の経済社会の変動には著しいものがあるが、これは生活保護制度にもさまざまな影響を与えている。

第1に、国民の消費生活の著しい高度化があげられる。これに対しては、国民の消費生活水準と被保護階層のそれとの格差を縮小させる方向で、逐年、保護基準の引上げが行われている。

第2に、国民の生活様式、家族意識の急激な変化があげられるが、これに対しては、制度の運用面から毎年改善が図られている。

第3に、経済の発展に伴い、過剰労働力の吸収が行われ保護の対象者は傷病者、老人などハンディキャップを負っている者が大部分を占めるに至っており医療扶助の占める比重が著しく増大する一方、これらの人々の処遇をいかに行うかが重要な課題となっている。

最後に、最近の経済変動、即ち石油危機を契機とした48年秋以降における急激な物価の上昇は、生活保護世帯の家計を著しく圧迫するところとなったが、被保護者の生活を確保するべく、48年10月における異例の保護基準の年度内再改正、48年12月及び49年3月における特別一時金の支給という3回にわたる特別措置を講じ、49年4月の20%の基準改定に続いて、6月には更に6%の年度内再改正を行うなど有事即応の態勢が経済激動期の生活保護のあるべき姿として、示された。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

1 生活保護基準の意義

生活保護基準は、国がすべての国民に対し保障すべき「健康で文化的な最低限度の生活水準」を具体的に示すものであり、生活保護制度を実際に運用するにあたって、個々の国民が最低限度の生活需要が満たされているか否かを判定する尺度となるものである。

この基準は厚生大臣が定めることとされているが、基準を設定する際は、一般国民の生活実態に対応し、かつ、被保護者の年齢、性、世帯人員、所在地域等のもろもろの事情を十分考慮し、常に合理性、妥当性が確保されるようにしている。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

2 生活保護基準改定の概要

49年度の生活保護基準については、4月に生活扶助基準を始めとして種々の改定を行った。

その改定の概要は次のとおりである。

(1) 生活扶助基準

生活扶助基準(基準生活費)については、対前年度比20%の引上げを行った。これは従来と同様、国民生活の動向を考慮しつつ、一般世帯と被保護世帯との消費水準の格差を縮小する観点から、予想される一般世帯の消費水準の伸びを上回る引上げを行ったものである。

この引上げによって、1級地(大都市及びその周辺地域)における標準4人世帯の生活扶助基準額は月額6万690円となり、48年度の5万575円に対し、1万115円の増額となった。この額は、35年度の6.8倍となっている(第3-2-1表参照)。

第3-2-1表 生活扶助基準額の年次推移(標準4人世帯、1級地)

第 3—2—1 表 生活扶助基準額の年次推移 (標準4人世帯，1級地)					
	実施年月日	基 準 額	対 前 回 比	指 数	
第16次	35年 4月 1日	8,914円	—%	100.0	
21	40 4 1	18,204	112.0	204.2	
22	41 4 1	20,662	113.5	231.8	
23	42 4 1	23,451	113.5	263.1	
24	43 4 1	26,500	113.0	297.3	
25	44 4 1	29,945	113.0	335.9	
26	45 4 1	34,137	114.0	383.0	
27	46 4 1	38,916	114.0	436.6	
28	47 4 1	44,364	114.0	497.7	
29	48 4 1	50,575	114.0	567.4	
30	49 4 1	60,690	120.0	680.8	

厚生省社会局調べ

また、入院患者日用品費については、48年度では一般病6,600円、精神病6,270円となっていたが、両方とも7,920円以内に引き上げ、従来行われてきた一般病と精神病との格差を撤廃することとした。

このほか、人工栄養費については、48年度の3,290円から4,090円に引き上げるとともに、従来人工栄養依存率を乗じていた算定方式を改めて20%以上人工栄養に依存する者について定額で支給することに改めた。

更に、一時扶助関係では、入学準備金が小学校入学時の場合48年度の1万1,000円から1万5,000円に、中学校入学時の場合1万2,000円から1万8,000円にそれぞれ引き上げられたほか、布団、おむつ、家具什器についても所要の引き上げが行われた。

以上のほかに、妊産婦加算、在宅患者加算、障害者加算における介護料等についても、それぞれ所要の改善を行った。

(2) 教育扶助基準

教科外活動の活発化、学用品の値上り等に対応するとともに、一般世帯の児童・生徒の教育費支出の増大に対応し、小、中学校平均で18%の引き上げを行った。

これを小学校3年生についてみると48年度の660円から810円に、中学校1年生では1,680円から1,860円にそれぞれ引き上げられた。

また、中学校については、従来男女差を設けていたところであるが、今回この男女差を撤廃した。

(3) 住宅扶助基準

被保護世帯が支払っている家賃の額を考慮し、一般基準額を48年度の4,500円から5,500円に引き上げた。

なお、家賃、間代等の額がこの一般基準額を超える場合には、別に定める特別基準が適用されることとなっている。

(4) 出産扶助基準

出産扶助基準については、出産に要する経費の実態にかんがみ、施設分べんの場合の特別基準を改定し、一定の条件のもとに最高6万円迄支給できることとした。

(5) 葬祭扶助基準

葬祭に要する費用の実態に対応して、基準額を48年度の1万6,000円以内から2万2,000円以内に引き上げた。

また、地域の実態によって大人と小人の区別をしない場合は大人の基準額を支給することができることに改めた。

(6) 勤労控除

基礎控除については、業種別基礎控除を事務員、店員等の職種の場合で48年度の6,080円から7,300円に引き上げるとともに、基礎控除の最高額を9,730円から1万1,320円に引き上げた。

また特別控除についても所要の改定が行われたほか、未成年者控除について48年度の2,000円から4,000円に引き上げられた。

各論
第3編 所得保障の充実
第2章 生活保護
第2節 生活保護基準
3 最低生活保障水準

49年度の保護基準による最低生活保障水準の例を示すと第3-2-2表のとおりであり、標準4人世帯の場合1級地7万6,730円、4級地で5万6,156円となる。また、70歳以上老人2人世帯及び1人世帯の場合は1級地でそれぞれ5万944円、3万1,210円、4級地でそれぞれ3万8,151円、2万2,379円となる。

第3-2-2表 最低生活保障水準の具体的事例

第3-2-2表 最低生活保障水準の具体的事例 (単位：円)													
4 人 世 帯							母 子 3 人 世 帯						
35歳 男 (日雇) 30歳 女 (無職) 9歳 男 (小3) 4歳 女							30歳 女 (無職) 9歳 男 (小3) 4歳 女						
48 年 度		49 年 度		49年度(補正)			48 年 度		49 年 度		49年度(補正)		
1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地		1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	
生 活 扶 助	50,575	36,916	60,690	44,296	63,725	46,523	37,534	27,396	45,047	32,864	47,298	34,520	
加 算 (別掲)	—	—	—	—	—	—	(母子加算) 4,700	(母子加算) 4,700	(母子加算) 7,300	(母子加算) 7,300	(母子加算) 7,300	(母子加算) 7,300	
業種別基礎控除	8,110	7,300	9,730	8,750	10,220	9,190	—	—	—	—	—	—	
小 計	58,685	44,216	70,420	53,046	73,945	55,713	42,234	32,096	52,347	40,164	54,598	41,820	
1人当たり	14,671	11,054	17,605	13,262	18,486	13,928	14,078	10,699	17,449	13,388	18,199	13,940	
教 育 扶 助	660	660	810	810	810	810	660	660	810	810	810	810	
住 宅 扶 助	4,500	1,900	5,500	2,300	5,500	2,300	4,500	1,900	5,500	2,300	5,500	2,300	
合 計	63,845	46,776	76,730	56,156	80,255	58,823	47,394	34,656	58,657	43,274	60,908	44,930	
1人当たり	15,961	11,694	19,183	14,039	20,064	14,706	15,798	11,552	19,552	14,425	20,303	14,977	

老 人 2 人 世 帯							老 人 1 人 世 帯						
72歳 男 (無職) 70歳 女 (無職)							70歳 女 (無職)						
48 年 度		49 年 度		49年度(補正)			48 年 度		49 年 度		49年度(補正)		
1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地		1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	
生 活 扶 助	29,533	21,556	35,444	25,851	37,220	27,158	17,253	12,586	20,710	15,079	21,753	15,855	
加 算 (別掲)	(老齢加算) 6,600	(老齢加算) 6,600	(老齢加算) 10,000	(老齢加算) 10,000	(老齢加算) 10,000	(老齢加算) 10,000	(老齢加算) 3,300	(老齢加算) 3,300	(老齢加算) 5,000	(老齢加算) 5,000	(老齢加算) 5,000	(老齢加算) 5,000	
業種別基礎控除	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小 計	36,133	28,156	45,444	35,851	47,220	37,158	20,553	15,886	25,710	20,079	26,753	20,855	
1人当たり	18,067	14,078	22,722	17,926	23,610	18,579	20,553	15,886	25,710	20,079	26,753	20,855	
教 育 扶 助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
住 宅 扶 助	4,500	1,900	5,500	2,300	5,500	2,300	4,500	1,900	5,500	2,300	5,500	2,300	
合 計	40,633	30,056	50,944	38,151	52,720	39,458	25,053	17,786	31,210	22,379	32,253	23,155	
1人当たり	20,317	15,028	25,472	19,076	26,360	19,729	25,053	17,786	31,210	22,379	32,253	23,155	

厚生省社会局調べ

(注)

- このほか、学校給食費、通学のための交通費等の実費が支給され、社会
- また、家賃、地代等が上記の住宅扶助基準を上回る場合には、特別基準
- 母子加算は、49年1月より6,500円となる(ただし、児童2人の加算分
- 老齢加算は、49年1月より1人5,000円となる。

保険料、労働組合費、通勤費等の実費が控除される。
が設定される。
800円、3人以上1人増毎の加算分400円)。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

4 生活保護基準の再改定

49年4月1日における生活保護基準の改定の状況は以上のとおりであるが、49年度については、6月1日から生活扶助基準について更に6%の引上げを行った。これにより、49年6月1日以降は、対前年度当初比26%の基準改定を行ったことになる。

これは、最近における消費者物価の動向等が被保護世帯に与える影響を考慮し、特別措置として行ったものである。

この引上げによって、1級地標準4人世帯の生活扶助基準額は、月額6万3,725円となり、49年度当初の6万690円に対し3,035円の増額となった。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第3節 保護施設

生活保護法に基づく保護施設には、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の5種類がある。しかし、生活扶助は、被保護者の居宅において行うことを基本としており、これが困難なとき、又は被保護者が希望したときのみにおいて適当な施設を利用することとなっている。

保護施設の総数は、48年10月1日現在357施設であり、救護施設を除き、漸減傾向にある(第3-2-3表 参照)。

第3-2-3表 保護設数の推移

第3-2-3表 保護施設数の推移

(単位: 個所)

	43 年	44	45	46	47	48
総 数	441	424	400	378	383	357
救 護 施 設	126	127	131	136	141	144
更 生 施 設	24	23	22	22	19	16
医 療 保 護 施 設	79	79	78	71	86	70
授 産 施 設	145	134	118	105	97	87
宿 所 提 供 施 設	67	61	51	44	40	40

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」
(注) 46年までは毎年末現在、47年、48年は10月1日現在である。

これは国民の所得水準の向上、安定等により施設において保護を要する者が減少していること、及び老人福祉法、身体障害者福祉法等による諸施設の拡充整備により、保護施設が他種の社会福祉施設に転換され、これまで保護施設に収容されていた者が他施設に移っていったことによる。

一方、救護施設は、身体上又は精神上著しい欠陥があり一人では日常生活ができない要保護者を収容する施設であり、この施設が次第に増加しているのは、身体障害者更生援護施設や精神薄弱者援護施設の整備が立ち遅れており、また、複合障害者のための適切な施設が制度化されていないことなどのため、これらの者が救護施設に入所する場合が比較的多いことによっているとみられる。

国は、保護費の負担と同様、都道府県及び市町村が支弁した保護施設の運営費の10分の8を負担する義務があり、49年度においては、46億9,000万円が予算に計上されている。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第4節 保護の動向

1 被保護階層の質的变化

近年における保護の動向をみると、貧困階層に大きな構造変化があり、いわば貧困階層の質的变化が進行しているといえる。即ち高齢者、傷病、障害者など社会的ハンディキャップを有する階層が次第に増大し、それが被保護階層全体のうち大きなウェイトを占めるに至っている。このような傾向は今後も一層進行するものと予想されるところから、生活保護行政の運用に当たってはこれらの動向を踏まえた上でより適切な対応策を構じていくことが要請されている。

各論

第3編 所得保障の充実

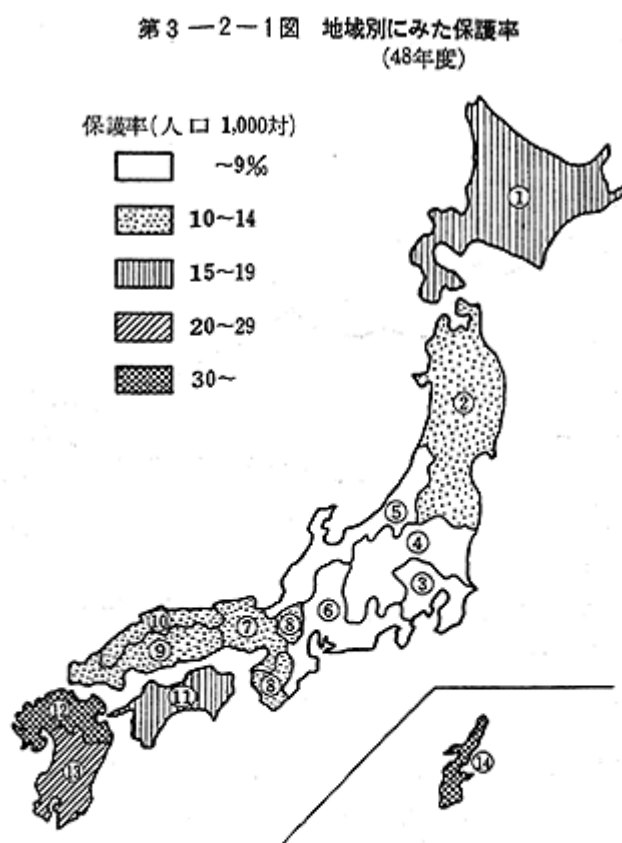
第2章 生活保護

第4節 保護の動向

2 被保護世帯,人員及び保護率

生活保護を受けている世帯数,人員は48年度平均で70万世帯,135万人であり,人口1,000人当たりの被保護人員(以下「保護率(%0)」という。)は12・4人である(地域別の保護率の状況は,第3-2-1図のとおりである。)

第3-2-1図 地域別にみた保護率(48年度)



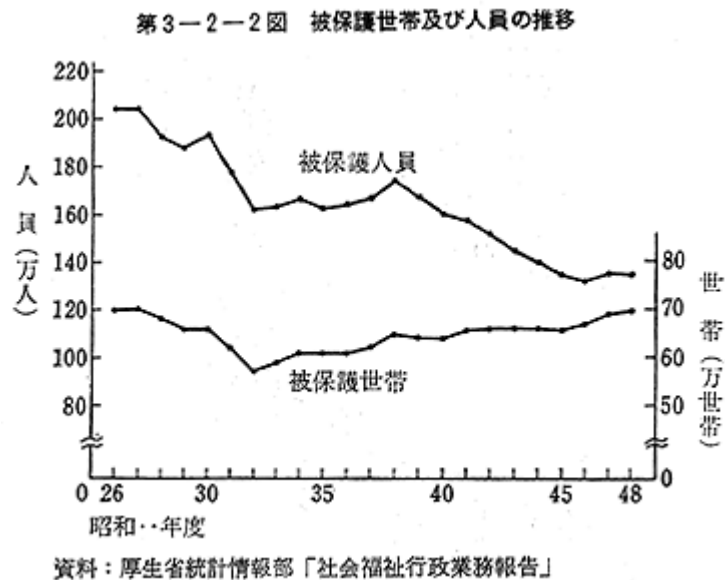
資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

(注) ①北海道 ②青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島
③千葉, 埼玉, 東京, 神奈川 ④茨城, 群馬, 栃木,
山梨, 長野 ⑤新潟, 富山, 石川, 福井 ⑥岐阜,
静岡, 愛知, 三重 ⑦京都, 大阪, 兵庫 ⑧滋賀,
奈良, 和歌山 ⑨岡山, 広島, 山口 ⑩鳥取, 島根
⑪徳島, 香川, 愛媛, 高知 ⑫福岡, 佐賀, 長崎,
大分 ⑬熊本, 宮崎, 鹿児島 ⑭沖縄

これを前年度と比較してみると,世帯数で7,000世帯,人員にして3万5,000人の減少となり,保護率では0.5%0の低下となっている。次にこれらについて推移を見ると,世帯数は32年の58万世帯を最低として以後微増傾向を続けてきたが,48年度においてはその傾向も停滞をみせている。

また,人員については38年度の174万人をピークに減少傾向を続け,47年度に一時増加に転じたものの48年度に入って再び減少傾向を続けている(第3-2-2図参照)。

第3-2-2図 被保護世帯及び人員の推移



また,地域別にこの動きを見ると一部大都市及びその周辺地域では,なお増加傾向にあるものの世帯の増加傾向の停滞及び人員の減少傾向は全国的な傾向となっている。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

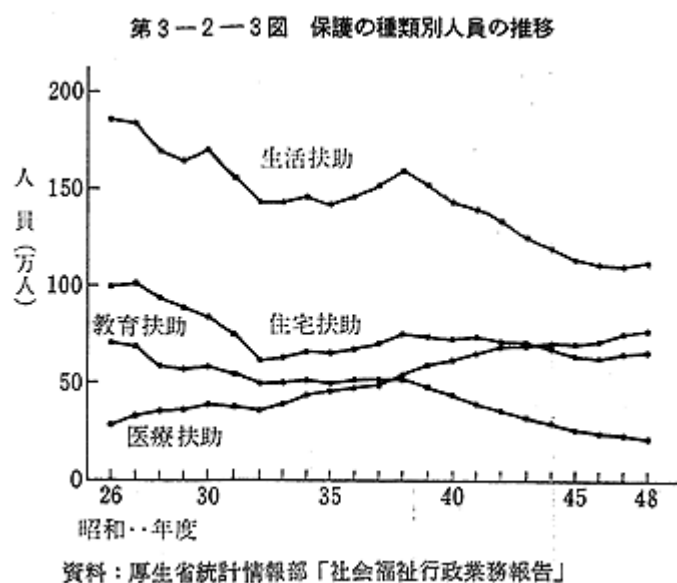
第4節 保護の動向

3 保護の種類別人員

保護の種類別人員を見ると48年度平均で生活扶助114万4,000人,住宅扶助66万7,000人,教育扶助23万4,000人,医療扶助76万3,000人,その他の扶助5,000人となっている。これらの近年の動向を見ると,生活扶助人員,住宅扶助人員及び教育扶助人員とも減少している。なかでも教育扶助人員は急激な減少傾向をたどっているが,これは被保護世帯における学齢児の減少をそのまま反映しているといえる。

一方,医療扶助人員の動向をみると,26年度以降ほぼ一貫して増加してきたが,48年度においてはその増加傾向は停滞を示している(第3-2-3図参照)。

第3-2-3図 保護の種類別人員の推移



医療扶助人員の内訳を見ると,入院人員は36年に結核予防法,精神衛生法の改正によりこれら制度への患者の移し替えが行われ,一時的には減少したが39年度以降再び増加に転じ,その後一貫して増加を続け,47年度にはその数も21万人に達したが48年度では前年度に比べ約7,000人の減少を示した。

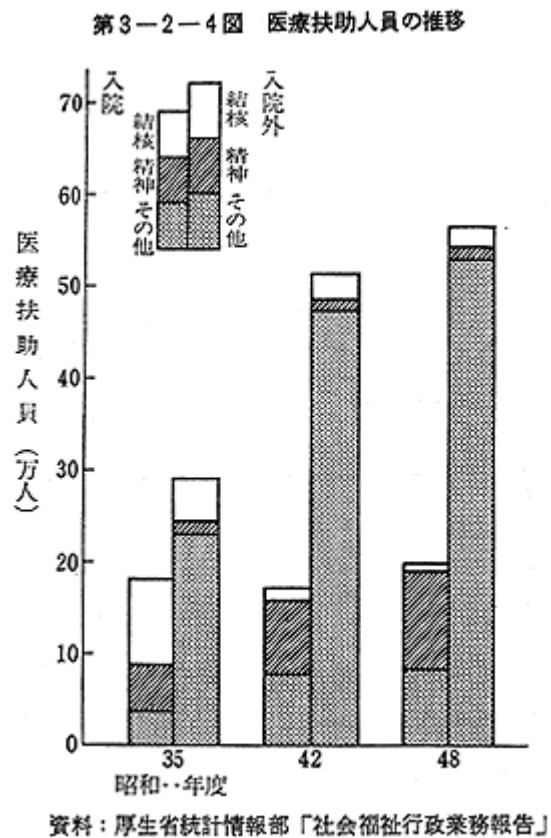
入院外人員も33年度以降大幅に増加しており48年度で56万人に達した。この入院外人員の増加が医療扶助人員の増勢に拍車をかけているものとみられる。

次に医療扶助人員を病類別に見ると,結核患者は年々減少し,48年度においては2万8,000人,医療扶助人員全体の3.7%とその比重は極めて低下した。

これに対し,精神病患者は年々増加し,48年度は医療扶助人員全体の16.2%,12万3,000人に達している。特に精神病による入院患者は110万上7,000人と医療扶助による入院患者の53.8%を占め,しかも精神病入院

患者全体のほぼ4割が医療扶助受給者という高率を示している。このように被保護精神病患者の増加は著しいが、精神病患者の総数も逐年増加してきており、医療扶助の面も含めて全体としての対応策の策定が急がれよう(第3-2-4図参照)。

第3-2-4図 医療扶助人員の推移



各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第4節 保護の動向

4 保護の開始原因

48年度中に保護を開始した世帯は20万2,000世帯,人員にして38万9,000人である。これを開始理由別に見ると傷病を理由とするものが77%を越え最も多く年々増加傾向を示しており,稼働収入の理由によるものをはるかに上回っている。前述の保護の種類別人員において医療扶助人員の全体に占める割合が増大していることと考えあわせても傷病と貧困の強い相関が注目される。

各論

第3編 所得保障の充実

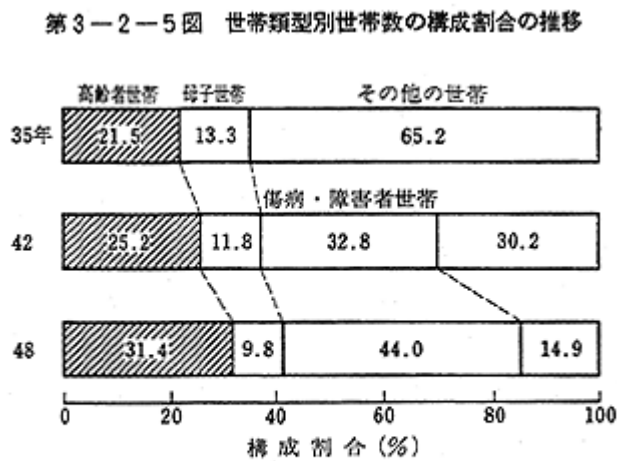
第2章 生活保護

第4節 保護の動向

5 世帯類型,世帯人員の構造及び就業状況

被保護世帯の世帯類型を見ると冒頭にも述べたとおり,社会生活を営む上でハンディキャップを有し単に経済給付だけではなく各種の社会的援護を必要とする高齢者世帯,母子世帯,傷病・障害者世帯が48年度は85%を占めている。この割合は,42年度の70%に比べ極めて高くなっているが,とりわけ傷病・障害者世帯は33%から44%に顕著な増加を示している(第3-2-5図参照)。

第3-2-5図 世帯類型別世帯数の構成割合の推移

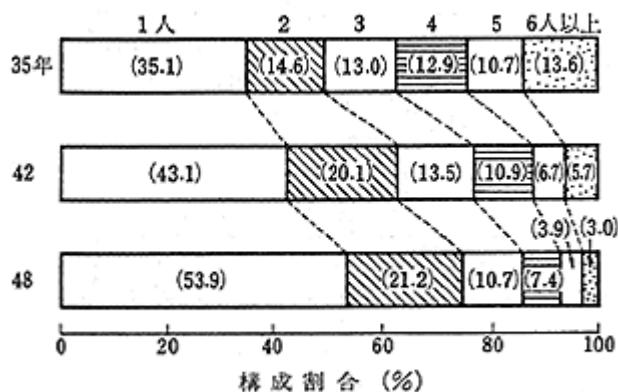


資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」
ただし、48年は厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

次に世帯人員の推移をみると1世帯当たりの平均人員は35年度の3.0人から年々減少し,48年度には2人を割るに至った。被保護世帯人員が減少しているのは,核家族化の進行という一般的傾向によるもののほか単身世帯,高齢,母子世帯等の少人数世帯が多く占めている結果と考えられる(第3-2-6図参照)。

第3-2-6図 世帯人員別世帯数の構成割合の推移

第3-2-6図 世帯人員別世帯数の構成割合の推移



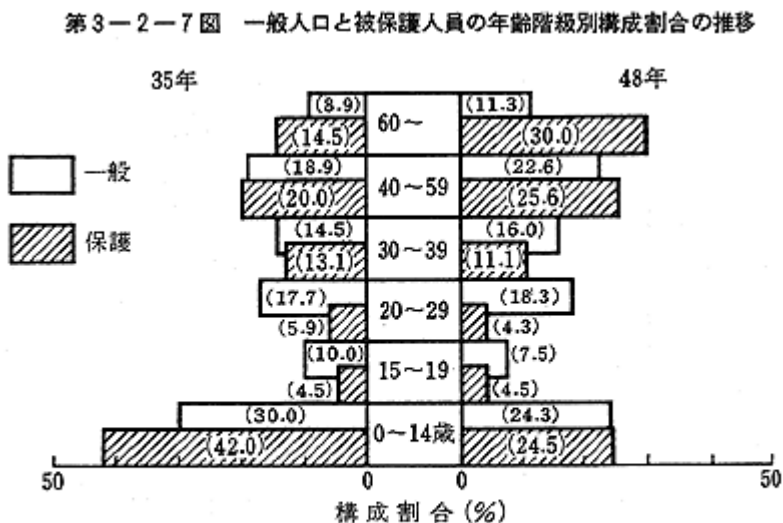
資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」

次に被保護人員を年齢階級別の構成割合で見ると15歳未満の幼年年齢層や40歳以上の中高年齢層が多く、これに対し15～39歳の青年層は著しく少い。

特に60歳以上の高年齢層の被保護人員総数に占める割合をみると35年度には15%であったものが、幼年年齢層・青年層の減少もあって48年度には30%にまで増加している。この増加は一般人口構成における60歳以上の人口の増加割合を上回っており、今後の動向が注目される。次に被保護世帯の就業状況を見ると稼働世帯の減少が著しい。特に世帯主が働いて保護を受けている世帯の割合は、35年度で39%を占めていたが48年度には18%に減少している。この傾向と同じように世帯員が働いて保護を受けている世帯も35年度の16%から48年度は8%と減少している。

こうした傾向は高齢者世帯、傷病・障害者世帯の増加傾向とあいまって今後ますます顕著になるものとみられる(第3-2-7図及び第3-2-8図参照)。

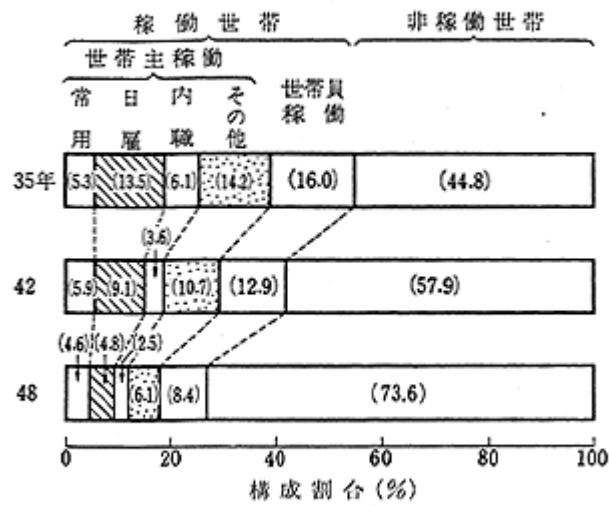
第3-2-7図 一般人口と被保護人員の年齢階級別構成割合の推移



資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」
総理府統計局「年齢別推計人口」

第3-2-8図 労働力類型別世帯数構成割合の推移

第3—2—8 図 労働力類型別世帯数構成割合の推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

各論

第3編 所得保障の充実

第3章 児童手当制度

第1節 児童手当の概要

児童手当制度は、児童を養育している者に対して児童手当という現金給付を行うことによって、児童養育費の家計に与える負担を軽減して家庭生活の安定を図るとともに、次代の社会を担う児童の健全育成と資質向上に資することを目的としている。

今後において高齢化が予想される我が国の人口構成を考えると、現代の児童が大人になったときの社会的扶養責任は、今日の大人以上に重いものとなるわけであり、児童が十分にその資質を伸ばし、能力を高めることが望まれるが、この意味においても、児童手当制度の役割が期待されるところである。

児童手当の支給の対象となる児童は、第3子以降の児童とされている。この児童の範囲は、47年1月の制度発足当初は5歳未満の児童(42年1月2日以後に生まれた児童)であったが、48年4月からは10歳未満の児童(38年4月2日以後に生まれた児童)まで拡大され、更に49年4月からは制度が当初予定していた義務教育終了前の児童にまで拡大された。

このように、児童手当制度は支給対象範囲を段階的に拡大することとしているため、当面その円滑な推進に主眼を置き、制度改善は段階的实施の完了後に行う予定としていたが、近年の国民の生活水準の向上、消費者物価の上昇等にかんがみ、49年10月分の児童手当から月額3,000円を4,000円に引き上げることとし、このための改正法案を児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の改正とともに「児童手当法等の一部を改正する法律案」として第72回国会に提出した。この法律案は、児童手当法の改正部分については原案どおり国会において可決され、49年6月22日法律第89号として公布された。

各論

第3編 所得保障の充実

第3章 児童手当制度

第2節 児童手当制度の実施状況

48年度における支給状況は、第3-3-1表のとおりである。受給者数は、49年2月末現在で、被用者80万669人、非被用者100万9,683人、公務員22万1,663人、総数203万2,015人、算定基礎児童数(48年度においては、児童手当の支給の対象となる10歳未満の第3子以降の児童の数)は、同じくそれぞれ89万9,475人、121万1,053人、24万2,064人、235万2,592人となっている。支給額は、総計749億8,903万2,000円である。

第3-3-1表 児童手当支給状況(48年度)

第 3—3—1 表 児童手当支給状況 (48年度) (単位：人、1,000円)			
	受 給 者 数	算定基礎児童数	支 給 額
総 数	2,032,015	2,352,592	74,989,032
市町村支給分	1,810,352	2,110,528	67,182,936
被 用 者	800,669	899,475	28,451,514
非 被 用 者	1,009,683	1,211,053	38,731,422
公 務 員 分	221,663	242,064	7,806,096
国家公務員	59,549	64,663	2,114,412
地方公務員	130,382	143,387	4,599,723
公共企業体職員	31,732	34,014	1,091,961

資料：厚生省児童家庭局「昭和48年度児童手当事業年報」
(注) 受給者数、算定基礎児童数は、49年2月末現在の数値である。

受給者数及び算定基礎児童数は、48年2月末現在の数と比べて、総数で、それぞれ73万2,189人(563%増)、91万7,223人(63.9%増)増加している。この大幅な増加の大半は支給対象範囲が5歳未満の児童から10歳未満の児童に拡大されたことに伴う増加によるものであることはいうまでもないが、近年における第3子以降の児童の出生数の増加も影響しているものと見られる。なお、支給額も48年度に比し328億1,187万9,000円(77.8%増)の増額となっている。

算定基礎児童数別の受給者数は、49年2月末現在第3-3-2表のとおりであり、算定基礎児童数が1人の受給者が全受給者の87.4%と圧倒的に大きな割合を占めているが、48年2月末現在と比べるとその割合はやや低下している。

第3-3-2表 算定基礎児玉数別受給者数(49年2月末現在)

第 3—3—2 表 算定基礎児童数別受給者数

(49年2月末現在) (単位: 人, %)

	総 数	児童1人	2人	3人	4人	5人以上
実 数	2,032,015	1,775,727	207,652	36,708	8,997	2,931
構 成 比	100.0	87.4	10.2	1.8	0.4	0.1

資料: 厚生省児童家庭局「昭和48年度児童手当事業年報」

これは支給対象範囲の拡大に伴い、従来算定基礎児童数が1人であった受給者が2人以上の算定基礎児童数を持つようになったためと思われる。なお、受給者1人当たりの算定基礎児童数は、平均1.16人となっている。

ここで、48年4月に支給対象範囲が5歳未満の児童から10歳未満の児童へ拡大された際の実施状況を48年6月末現在でとらえると第3-3-3表のとおりである。48年6月末現在の算定基礎児童数のうち範囲拡大によるものは63万8,784人で、全体の29.3%となっている。拡大分のうちでは、新規認定分が81.4%の多数を占めている。

第3-3-3表 48年4月の支給対象範囲の拡大の実施状況(48年6月末現在)

第 3—3—3 表 48年4月の支給対象範囲の拡大の実施状況

(48年6月末現在)

(単位: 人)

	総 数	う ち 拡 大 分		
		新規認定分	額改定分	計
受 給 者 数	1,866,189	482,040	98,522	580,562
算 定 基 礎 児 童 数	2,153,005	519,789	118,995	638,784

厚生省児童家庭局調べ

(注) 「新規認定分」とは、範囲拡大により新たに受給者となった者に係るものであり、「額改定分」とは、範囲拡大により手当額が増額することとなる受給者に係るものである。

児童手当事業の運営については、厚生保険特別会計の中で行われているが、その収支状況は第3-3-4表のとおりである。被用者分については、事業主からの拠出金に国庫負担金を加えて被用者児童手当交付金として、非被用者分については、国庫負担金が非被用者児童手当交付金として、児童手当の支給事務を行っている市町村に交付しているが、市町村では国からの交付金と都道府県の負担金に市町村自らの負担分を加えて支給費用としている。その負担割合を示すと次のとおりである。

事業主拠出国庫負担都道府県負担市町村負担

被用者7/102/100.5/100.5/10

非被用者-4/61/61/6

第3-3-4表 児童手当収支状況

第 3-3-4 表 児童手当収支状況

(単位: 百万円)

	46 年 度	47	48
収 入 総 額	4,420	31,128	62,577
拠 出 金	1,336	9,913	27,635
国 庫 負 担 金	3,084	18,980	34,832
被用者児童手当財源	382	3,456	5,969
非被用者児童手当財源	2,024	14,284	26,832
事 務 費 財 源	678	1,241	2,031
前 年 度 剰 余 金	—	34	27
借 入 金	—	2,182	—
そ の 他 の 収 入	—	18	83
支 出 総 額	4,381	31,041	55,737
被用者児童手当交付金	1,712	15,490	25,608
非被用者児童手当交付金	1,994	14,311	25,833
事 務 費	675	1,239	2,029
借 入 金 償 還 金	—	—	2,182
そ の 他 の 支 出	—	1	80
収 支 差 引	39	87	6,840
翌 年 度 へ 繰 越	34	27	1,305
積 立 金 へ 繰 入	5	60	5,535
年度末現在積立金	—	4	65

厚生省児童家庭局調べ

(注) 「積立金へ繰入」は、当該年度の決算の結果生じた剰余金を翌年度において積み立てる額であり、当該年度の「年度末現在積立金」は、この額を含まない積立金の総額である。

各論

第3編 所得保障の充実

第3章 児童手当制度

第3節 段階的实施の最終段階

児童手当制度は、制度の円滑な発足と的確な実施を期するため、支給対象となる児童の範囲を段階的に拡大するという、いわゆる段階的実施の方法が取られているが、49年度からは、既に述べたようにその最終段階に入った。

支給対象となる児童の範囲の拡大に伴い、新たに受給資格を有することとなる者や手当額が増額することとなる者が生ずるが、このため、48年度において範囲拡大の際にとったと同様の措置を講じた。すなわち、それらの者からの事前請求を49年1月から受け付けることとし、事前請求を行った者については、49年4月分の児童手当から新たに、あるいは増額された額で支給が受けられるように措置を講じた。そして対象者が漏れなく事前請求を行うように、市町村における広報活動等を通じて、住民に対してこの措置の周知徹底を十分行った。

このように支給対象となる児童の範囲が更に拡大されたことから、49年度における受給者数、算定基礎児童数はいずれもかなり増加する見込みである。市町村支給分である被用者と非被用者については、年度間における平均の算定基礎児童数は242万1,000人で、そのうち範囲拡大に伴うものは23万9,000人と見込まれている。支給額も、範囲拡大のほか手当額の引上げ等により、48年度より相当増加し972億円が予定されている。なお、事業主の拠出金負担は、支給額が相当増加するものの、一方で賃金が大幅に上昇するものと予想され、また標準報酬等の上下限が引き上げられたことなどもあって、49年度の拠出金率は、48年度と同様の1,000分の1.2となっている。

所得制限の限度額は、48年6月分から49年5月分までの児童手当については、扶養親族等5人の場合(6人世帯の場合)、47年の年間収入額で268万円であったが、49年6月分の児童手当からは322万円に引き上げられた。この引上げによって、所得による支給制限に触れないで児童手当を受けることのできる支給率は、従来水準に維持されることとなる。障害者控除等の諸控除の額も、49年6月分の児童手当から引き上げられた。

以上のように、児童手当制度は、その適用等の面において所期の目標を達成したが、今後における制度の発展を図るうえにおいては、この手当が、真に児童の健全育成と資質の向上のために役立てられ、制度の趣旨が活かされるということが、何にもまして必要なことであろう。
